

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年6月14日
件名	市営バス浅口ふれあい号の運用について		
内容	<p>車いす利用の人は恩恵を受けられません。移動は福祉タクシーになります。停留所まで歩けない人、遠い人、部落を通っていない人がいる中、このままで続けるのでしょうか。他市町村では種々工夫され、恩恵を平等に受けられるように努力しているように見えます。一考してください。</p>		
回答		回答年月日	令和5年7月21日
担当部課	企画財政部 地域創造課		
内容	<p>現在運行中の市営バス浅口ふれあい号は、タクシー事業者への影響も考慮し、路線バスのようにルートや時間を定め、できる限り市内を隈なく回るよう、車両もサイズダウンしたものを選び、ルートも随時見直しを行っています。</p> <p>また、この市営バスは、車いすを安全に固定する器具やスペースを備えた福祉車両ではないため、車いすを利用されている方など、何らかの介助が必要な方は乗車を遠慮いただき、福祉タクシーの事業者を案内しているのが現状です。</p> <p>停留所まで歩けない方、遠い方についても、全てをカバーすることは大変難しい面があります。福祉施策を含め、様々な観点から対応を研究したいと思えます。</p>		